

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第141号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市事務分掌条例第1条に規定する局の項中「庶務担当課長」を「局の庶務を担当する課長」に改める。

別表第2総合企画局の項から理財局の項までを削り、同表環境局の項中「環境局」を「環境政策局」に、

「

環境総務課	計理係長
-------	------

を

「

地球温暖化対策室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
環境総務課及び業務監理課	環境総務課計理係長

に、「環

境規制係長」を「環境調査係長」に、

まち美化推進課	管理係長
---------	------

を

まち美化推進課	調査係長
---------	------

に改め、「及び魚アラリサイクルセンタ

一」を削り、「施設管理課管理係長」を「管理係長」に、

埋立事業管理事務所	管理係長
-----------	------

を

埋立事業管理事務所	管理係長
魚アラリサイクルセンター	管理係長

に改め、

同項の次に次の2項を加える。

行 財 政 局	総 務 部	総 務 課	庶 務 係 長	
		法 制 課	法 規 係 長	
		輸 送 課	管 理 係 長	
		総務事務センター準 備課	庶務を担当する担当課長補佐又 は担当係長	
	人 事 部	人 事 課	組 織 定 数 係 長	
		給 与 課	労 政 係 長	
		厚 生 課	福 利 係 長	
	人材活性化推進室及びコンプ ライアンス推進室		人材活性化推進室活性化係長 (行財政局組織・人事担当局長 が別に定める事務に係るものに あっては、同室企画係長)	
		財 政 課	企 画 調 査 係 長	

財政部		財産活用促進課	管 理 係 長
		契 約 課	検 収 係 長
税務部		税 制 課	管 理 係 長
		法 人 税 務 課	法 人 市 民 税 係 長
		資 産 税 課	資 産 税 係 長
		収 納 対 策 課	収 納 管 理 係 長
歴 史 資 料 館			庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
芸術大学	事 務 局	総務課	事 務 係 長
		企画広報課	企 画 広 報 係 長
		教務学生課	学 生 係 長
		附属図書館・芸術資料館事務室	資 料 係 長
政 策 企 画 室		庶 務 係 長	
市 長 公 室		秘書係長（総合企画局政策調整・広報担当局長が別に定める）	

総合企画局		事務に係るものにあつては、報道係長)
	市民協働政策推進室	市民協働企画係長
	国際化推進室	企画調査係長
	情報化推進室	調査係長(総合企画局長が別に定める事務に係るものにあつては、文書係長及び統計調査係長)
	東京事務所	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

別表第2文化市民局の項中

サービス事業課	管 理 係 長
---------	---------

を

サービス事業課	企 画 係 長
---------	---------

に、「事務係長」を「総務

係長」に改め、同表産業観光局の項中「経済企画課」を「産業総務課」に、

産業振興課	企 画 係 長
産業連携推進課	連 携 企 画 係 長

を

産業政策課	金 融 支 援 係 長
-------	-------------

に、

「

	伝統産業課	工芸係長	を
--	-------	------	---

」

「

	伝統産業課	工芸係長	に、「業務
産業振興室		調査係長	

」

課庶務係長」を「業務課業務係長」に改め、同表保健福祉局の項中

「

生活館	副館長又は館長補佐	を削り、
-----	-----------	------

」

同表建設局の項中

「

公園管理事務所	所	長	を
宝が池公園事務所	所	長	
南部区画整理事務所	管理	係長	

」

「

みどり管理事務所	副	所	長	に改め、
南部区画整理事務所	庶務	係	長	

」

同表北区役所及び中京区役所の項、左京区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項及び東山区役所の項中

保 健 部	健康づくり推進課管理係長
コミュニティセンター	副所長又は所長補佐

を

保 健 部	健康づくり推進課管理係長
-------	--------------

に

改め、同表右京区役所の項中

京 北 出 張 所	庶 務 係 長
コミュニティセンター	副所長又は所長補佐

を

京 北 出 張 所	庶 務 係 長
-----------	---------

に

改め、同表伏見区役所醍醐支所の項中

健康づくり推進室	庶務を担当する担当課長補佐 又は担当係長
コミュニティセンター	副所長又は所長補佐

を

	健康づくり推進室	庶務を担当する担当課長補佐 又は担当係長
--	----------	-------------------------

に

改め、同表教育委員会事務局の項中

学校指導課、小中一貫 教育推進室及び音楽高 校改革推進・建設室	学校指導課中等教育係長
---------------------------------------	-------------

を

学校指導課、下京涉成 小学校教育企画推進 室、開晴小中学校教育 企画推進室及び音楽高 校改革推進・建設室	学校指導課企画係長
--	-----------

に改め、同表教

育委員会の所管に属する教育機関の項中

青少年科学 センター	市民科学事業課	管 理 係 長
	指 導 課	学 習 事 業 係 長

を

「

青少年科学センター	管理係長
-----------	------

に改

」

め、同表選挙管理委員会事務局の項中

「

庶務課及び選挙課	庶務課庶務係長
----------	---------

を

」

「

選挙課	庶務係長
-----	------

に改

」

める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(会計室)